

別表2（第6条関係）保育料基準額表

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）		
		3歳児未満		
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	
B	当年度分の市町村民税非課税世帯	0	0	
C 1	均等割の額のみの世帯（所得割の額のない世帯）	ひとり親世帯等	2,500	2,500
		上記以外	5,000	4,700
C 2	48,600円未満	ひとり親世帯等	2,500	2,500
		上記以外	10,000	9,500
D 1	48,600円以上 60,700円未満	ひとり親世帯等	3,400	3,200
		上記以外	14,000	13,300
D 2	60,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	3,400	3,200
		上記以外	16,400	15,500
D 3	77,101円以上84,900円未満	19,400	18,400	
D 4	84,900円以上97,000円未満	23,000	21,800	
D 5	97,000円以上115,000円未満	27,000	25,600	
D 6	115,000円以上133,000円未満	29,000	27,500	
D 7	133,000円以上151,000円未満	33,600	31,900	
D 8	151,000円以上169,000円未満	37,800	35,900	
D 9	169,000円以上199,000円未満	40,000	38,000	
D 10	199,000円以上246,000円未満	44,000	41,800	
D 11	246,000円以上301,000円未満	47,000	44,600	
D 12	301,000円以上397,000円未満	51,000	48,400	
D 13	397,000円以上	60,000	57,000	

- 備考 1 保育料は、利用児童と生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の前年度分の市町村民税の課税額の合算額に応じ、世帯の階層区分の認定を行い、決定する。
- 2 この表の市町村民税の適用については、4月から8月までの間は、この表中「当年度分」とあるのは「前年度分」と読み替えるものとする。
- 3 この表のC 1階層からD 13階層における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 4 ひとり親世帯等とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者に扶養されている利用児童がいる世帯

- (2) 次のいずれかに該当する者のいる世帯
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第238号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けている者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第123号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等を受給している者
- (3) 保護者の申請に基づき生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯
- 5 世帯の階層区分を証明することができない場合は、D13階層に該当するものとみなした保育料とする。
- 6 保育料の区分は法第20条第3項の規定により認定した次に掲げる保育必要量によるものとする。
- (1) 保育標準時間 1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）
 - (2) 保育短時間 1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）
- 7 C1階層からD1階層のうち市町村民税の課税額が57,700円未満の世帯（ひとり親世帯等にあたってはC1階層からD2階層の世帯）であって、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合において、次の各号に掲げる場合の児童の保育料は、次の各号に定める額とする。
- (1) 特定被監護者等のうち最も年齢が高い場合（最も年齢が高い児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。） 保育料基準額の欄に定める額
 - (2) 特定被監護者等のうち児童より高い年齢の特定被監護者等が1人いる場合（同じ年齢の児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。） 保育料基準額の欄に定める額の半額（ひとり親世帯等にあたっては、0円）
 - (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 0円
- 8 D1階層のうち市町村民税の課税額が57,700円以上からD13階層までに該当する世帯であって（ひとり親世帯等にあたってはD3階層からD13階層の世帯）、生計を一にしている2人以上の小学校就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設に入所し、又は地域型保育、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同法第6条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している場合において、次の各号に掲げる児童の保育料は、当該各号に定める額とする。
- ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している世帯で、年齢順に上から3番目以降が入所している場合の児童の保育料は、0円とする。
- (1) 最も年齢の高い児童（最も年齢の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） この表に定める額
 - (2) 前号の児童以外の児童のうち、最も年齢の高い児童（最も年齢の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） この表に定める額の半額
- 9 児童が月の途中で入所し、又は退所した場合の保育料は、町長がその事情を認めた場合

は、この表に定める額に当該月の入所日数（入所日数が25日を超えるときは25日とする。）を乗じ、25で除して得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。

- 10 府令第58条第4号に規定する内閣総理大臣が定める場合に該当し、臨時休園等により保育の提供がなされない場合の保育料は、この表に定める額にその月の臨時休園等の日を除く開所日数を乗じ、25で除して得た額（10円未満の端数を切り捨てる。）とする。